

(平成28年4月1日以降)

(3) 維持工事（複数年度の債務工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期（12か月を超える）を設定し発注する場合は、次のとおり年度ごとに分けて積算することができるものとする。

(2か年の例)

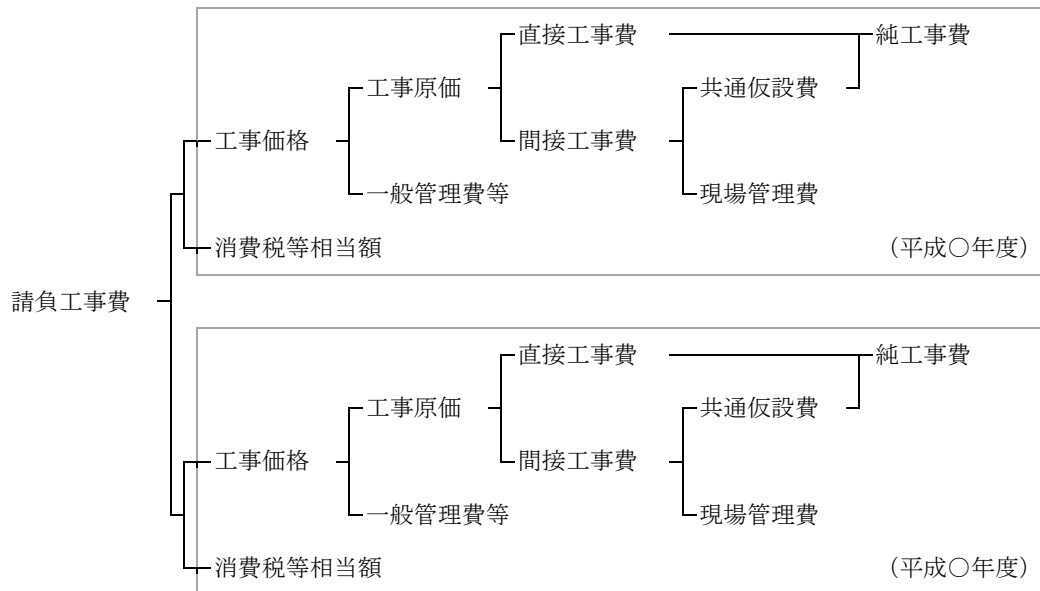


表-1 工種区分

工種区分		工種内容
河川工事		河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
河川・道路構造物工事		河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、ロックシェッド（RC構造）、スノーシェッド（RC構造）、防音（吸音・遮音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋（工場製作桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門（管）工、水（閘）門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事（及び橋梁（鋼橋は除く）の修繕、橋台・橋脚補強工事は平成28年4月1日以降削除） 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手（新設）、（床版打替工、沓座拡幅工は平成28年4月1日以降削除）、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート、石材等）、旧橋撤去工（鋼橋コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海岸工事		海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道路改良工事		道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
鋼橋架設工事		鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、落橋防止工（RC構造以外）、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等） 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
PC橋工事		工事現場におけるPC桁の製作（工場製作桁は除く）、架設及び製作架設に関する工事
橋梁保全工事 （平成28年4月1日以降）		橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁（鋼橋は除く）の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、落橋防止工（RC構造以外）、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事（塗装、舗装打ち替え等は除く）
舗装工事		舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く
共同溝等工事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事

2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第5表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値（％）
市街地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

（注）1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

- 市街地 : 施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。
DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
- 山間僻地及び離島 : 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区をいう。
- 地方部 : 施工地域が上記以外の地区をいう。

2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。

- 一般交通等の影響を受ける場合：1. 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
2. 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
3. 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

3. 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第3表）の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。ただし橋梁保全工事については平成28年4月1日以降の適用。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	橋梁保全工事	
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

ハ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値）
共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）×施工地域・工事場所を考慮した補正係数）
ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第5表による。

※ イ) 及びロ) の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ) の補正を適用するものとする。

3) その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第1 共通仮設費率（平成28年4月1日以降は（ ）の値）

第1表

対象額		600 万円以下		600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの	
適用区分		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする		
工種区分			A	b			
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77		
河川・道路構造物工事		26.94(20.77)	6,907.7(1,228.3)	-0.3554(-0.2614)	4.37(5.45)		
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24		
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83		
鋼橋架設工事		26.10(38.36)	633.0(10,668.4)	-0.2043(-0.3606)	9.18(6.06)		
PC 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05		
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92		
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49		
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62		
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31		
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50		

第2表

対象額	600 万円以下	600 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分		A	b	
橋梁保全工事	(27.32)	(7,050.2)	(-0.3558)	(6.79)

第3表

対象額		200 万円以下		200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの	
適用区分		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による				
工種区分			A		b		
道路維持工事		28.49(23.94)	34,596.3(4,118.1)		-0.4895(-0.3548)		4.20(5.97)
河川維持工事		9.05	26.8		-0.0748		6.76

第4表

対象額		1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
適用区分		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第5表

対象額	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下		50 億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分		A	b	
コンクリートダム	12.29	105.2	-0.1100	9.02
フィルダム	7.57	43.7	-0.0898	5.88

2-4 事業損失防止施設費

(1) 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
- 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

(2) 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-5 安全費

(1) 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 交通管理に要する費用（平成28年4月1日以降削除）
- 2) 安全施設等に要する費用
- 2) 安全管理等に要する費用
- 3) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(2) 積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

1. 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
2. 不稼働日の保安要員等の費用
3. 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
4. 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く）
5. 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
6. 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用
7. 酸素欠乏症の予防に要する費用
8. 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。）
9. 安全用品等の費用
10. 安全委員会等に要する費用

上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

1. 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用（平成28年4月1日以降削除）
2. 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用
3. バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による）
4. 高圧作業の予防に要する費用
5. 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
6. ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
7. トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
8. その他、現場条件等により積み上げを要する費用

1) 交通誘導警備員の積算（平成28年4月1日以降削除）

現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。

表 2.1 交通誘導員の計上区分

区分	現場条件	計算式	
		交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B
1	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 8 時間（交替要員無し）	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
2	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 9 時間（交替要員有り）	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$
3	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 8 時間（交替要員無し）	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$
4	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 9 時間（交替要員有り）	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$
5	24 時間勤務 実働 22 時間（交替要員無し）	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$
6	24 時間勤務 実働 24 時間（交替要員有り）	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$

- (注) 1. A：交通誘導警備員単価 N：配置人員
 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。
 3. 区分 5、6 は 2 交替制勤務とする。
 4. 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。
 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。

2) 呼吸用保護具の積算

トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1 工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。

$$\text{呼吸用保護具等費用} = 1,370,000 + \text{総労務費} \times 0.7\% \text{（円）}$$

なお、総労務費とは、1 工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。

2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正

大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第1表、第3表）の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市(1)、(2)	鋼橋架設工事	1.2
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

(注) 大都市(1)、(2)の補正を適用できる施工地域区分は以下のとおりとする。

大都市(1)、(2)：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京(23区)、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、別表第1（第1表～第5表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。

なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値（％）
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。

2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：1. 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合

2. 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

3. 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

ロ) 次の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。ただし橋梁保全工事については平成28年4月1日以降の適用。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	橋梁保全工事	
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

※イ) 及びロ) の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ) の補正を適用するものとする。

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸与機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表～第4表）による。

補正値は、(3) 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3) 3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

別表第1 現場管理費率標準値（平成28年4月1日以降は（ ）の値）

第1表

対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事	28.22(41.29)	52.6(420.8)	-0.0395(-0.1473)	23.20(19.88)
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事	39.06(46.66)	105.6(276.1)	-0.0631(-0.1128)	28.56(26.66)
PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

（注）基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	(63.10)	(1,508.7)	(-0.2014)	(29.60)

第3表

対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23
河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34

別表-1 (平成28年4月1日以降は()の値)

工種区分		係数 A			係数 B	係数 a	係数 b
		地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有） 山間僻地離島	市街地 （DID 地区・準ずる地区）			
河川工事		739. 2	781. 0	807. 6	-0. 2636	0. 3687	0. 3311
河川・道路構造物工事		180. 4	190. 6	197. 2	-0. 1562	0. 8251	0. 3075
海岸工事		105. 5	111. 4	115. 2	-0. 1120	1. 6285	0. 2498
道路改良工事		339. 5	358. 7	370. 9	-0. 1935	0. 4461	0. 3348
鋼橋架設工事		550. 3	581. 5	601. 3	-0. 2612	0. 0717	0. 4607
PC 橋工事		476. 3	503. 2	520. 4	-0. 2330	0. 8742	0. 3058
橋梁保全工		(180. 4)	(190. 6)	(197. 2)	(-0. 1562)	(0. 8251)	(0. 3075)
舗装工事		453. 4	479. 0	495. 4	-0. 2108	0. 0761	0. 4226
共同溝等工事	(1)	209. 6	221. 5	229. 1	-0. 1448	0. 1529	0. 4058
	(2)	154. 8	163. 6	169. 1	-0. 1153	0. 3726	0. 3559
トンネル工事		293. 8	310. 3	321. 0	-0. 1718	0. 0973	0. 4252
砂防・地すべり等工事		151. 0	159. 5	164. 9	-0. 1379	0. 4267	0. 3357
道路維持工事		96. 0	101. 4	104. 9	-0. 0926	0. 1699	0. 3933
河川維持工事		439. 2	464. 0	479. 9	-0. 2138	0. 0144	0. 5544
下水道工事	(1)	437. 5	462. 4	478. 1	-0. 2054	0. 0812	0. 4356
	(2)	135. 2	142. 9	147. 8	-0. 1089	0. 2598	0. 3771
	(3)	106. 4	112. 6	116. 3	-0. 1078	0. 5988	0. 3258
公園工事		244. 3	258. 1	267. 0	-0. 1733	0. 2026	0. 3740
コンクリートダム工事		351. 8	371. 8	384. 5	-0. 1793	11. 6225	0. 1998
フィルダム工事		508. 1	536. 9	555. 1	-0. 2055	0. 0617	0. 4440
電線共同溝工事		256. 9	271. 4	280. 8	-0. 1615	8. 1264	0. 1740

1) 鉄筋工

1)-1 鉄筋工（太径鉄筋含む）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PC コンボ橋、PC 合成桁橋）用床版（PC 床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。
- (2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上 D51（φ51）以下とする。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 表 1.1 に示す工種。
 - 2) ダム本体工事における鉄筋工。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 表 1.2 に示す工種。
 - 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。
 - 3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 4) 場所打杭の鉄筋かごで、無溶接工法にて加工・組立を行う場合。（平成 28 年 4 月 1 日以降削除）
 - 5) 25t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。
 - 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

表 1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの

コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC 橋架設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工	基準書による
---	--------

表 1.2 特別調査によるもの

コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 無溶接工法にて加工・組立を行う場所打杭の鉄筋かご（平成 28 年 4 月 1 日以降削除） その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮
---	---------------

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色の部分である。

工種	市場単価		
	機	労	材
鉄筋工 【SS000099】	○	○	×


```

graph LR
    A[荷卸し] --> B[小運搬]
    B --> C[加工]
    C --> D[小運搬]
    D --> E[組立]
    style A fill:#ccc
    style B fill:#fff
    style C fill:#ccc
    style D fill:#fff
    style E fill:#ccc
  
```

- (注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。（平成 28 年 4 月 1 日以降追加：場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサーの材料費を含まない。）また 25 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。
2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。
（平成 28 年 4 月 1 日以降追加）
3. 場所打杭用かご筋の場合、固定金具の材料費については別途計上すること。また、補強材及びスペーサーの計上区分は次表による。

表 2.1 場所打杭用かご筋の計上区分

区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	単位
補強材（補強リング）	鉄筋材料費に含む	材料費・加工費を別途計上
スペーサー	鉄筋材料費に踏む	材料費を別途計上

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.2 規格・仕様区分

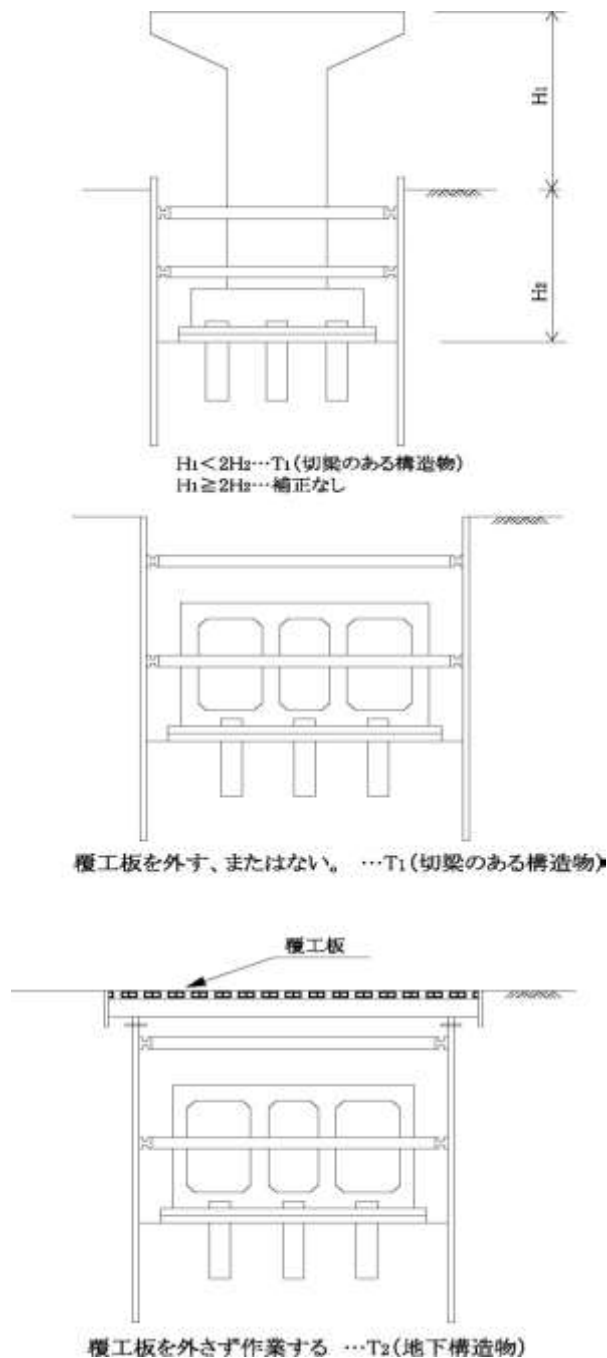
規格・仕様	適用基準	単位
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t

(注) 1. クレーン使用を標準とする。

2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削孔内以外において組立てる場合に適用し、掘削孔内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。

(平成 28 年 4 月 1 日以降追加)

3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサーの重量は含めない。ただし、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサーの重量を加算する。



3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし、市場単価の区分はしない。
- (2) 鉄筋強度、長さは問わない。
- (3) 鉄筋工の継手は、重ね継手を標準とし、機械継手の場合は、機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。
また、ガス圧接の場合は、土木工事標準積算基準書 第 VI 編 第 1 章 1)-2 鉄筋工（ガス圧接工）によるものとする。
- (4) フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。
- (5) （平成 28 年 4 月 1 日以降削除：場所打杭用かご筋にフレアー溶接を行う場合も適用できる。ただし、場所打杭用かご筋以外で）フレアー溶接を行う場合は、フレアー溶接費用を別途計上する。

（平成 28 年 4 月 1 日以降（6）を追加）

- (6) 場所打杭用かご筋の場合、固定金具の材料費については別途計上すること。また、補強材及びスペーサーは下記計上区分による。

表 3.1 場所打杭用かご筋の計上区分

区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	単位
補強材（補強リング）	鉄筋材料費に含む	材料費・加工費を別途計上
スペーサー	鉄筋材料費に踏む	材料費を別途計上

- (7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。
- (8) 組立鋼材（形鋼）を必要とする場合は、組立鋼材（形鋼）の材料費・設置手間（クレーン等による組立鋼材（形鋼）設置、組立鋼材（形鋼）とライナープレートなどとの接合費用等）を別途計上（特別調査等）する。
- (9) 一工事中に複数の補正係数 2（タイプ）に該当する場合は、それぞれの「補正係数 2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。

2-3 加算率・補正係数（平成 28 年 4 月 1 日以降は（ ）の値）

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.9 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S1 S2 (S3)	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	対象数量
	曲線部	曲線部（半径 30m 以下）の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K3	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.10 加算率・補正係数の数値

区分		記号	防護柵設置		部材設置	防護柵撤去	部材撤去
			土中建込	コンクリート建込	レールのみ		レールのみ
加算率	施工規模	S0	100m 以上 0%	100m 以上 0%	—	—	—
		S1	50m 以上 100m 未満 10%	(21m 以上) 100m 未満 20%	—	—	—
		S2	(21m 以上) 50m 未満 20%	(21 未満) (50%)	—	—	—
		(S3)	(21m 未満) (20%)	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1. 10	1. 20	1. 35	1. 35	1. 35
	夜間作業	K2	1. 10	1. 20	1. 50	1. 50	1. 50
	曲線部	K3	1. 10	1. 10	1. 15	—	—

（注）施工規模加算率（S1），（S2）又は（S3）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K1）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表 2.11 加算額の適用基準

規格・仕様		適用基準	単位	備考
加算額	標準支柱より長い場合 (B・C タイプ)	支柱間隔 4m	m	対象数量
		支柱間隔 3m		
		支柱間隔 2m		
	曲げ支柱の場合 (B・C タイプ)	支柱間隔 4m		
		支柱間隔 3m		
		支柱間隔 2m		

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注 1）×設計数量＋加算額総金額（注 2）

（注 1）設計単価＝標準の市場単価×（1+S0 or S1 or S2 or S3/100）×（K1×K2×K3）

（注 2）加算額総金額＝加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項（平成 28 年 4 月 1 日前まで）

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費

※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費＋曲げ加工費）とする。

- (2) 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本 3 色等）を施した製品を用いる場合は、材料を含まない設置手間（機・労）を算出の上、材料費を別途計上する。

- (3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレール B 種・積雪ランク 5、ガードレール C 種・積雪ランク 4 及び 5 は、上級種別の規格を適用する。

- (4) 移設の設置手間（機・労）の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価（標準の市場単価）×補正係数}

＋{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数－材料費}

※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費＋曲げ加工費）とする。

- (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

- (6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。

- (7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間（機・労）を別途計上する。

4. 適用にあたっての留意事項（平成 28 年 4 月 1 日以降）

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費

※(1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費※(2)＋曲げ加工費）とする。

また、21m 未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費※(2)を 40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費※(2)を 30%割増）を控除すること。

※(2) 21m 以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費（m 単価）を指す。

- (2) 景観色の設置手間（機・労・材）の算出は、次式による。

（景観色とは、景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本 3 色等）を施した製品）

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費※(1)＋材料費（景観色）※(3)

※(3) 21m 未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費（景観色）に施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費※(2)を 40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費※(2)を 30%割増）を加算すること。

- (3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレール B 種・積雪ランク 5、ガードレール C 種・積雪ランク 4 及び 5 は、上級種別の規格を適用する。

- (4) 移設の設置手間（機・労）の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価（標準の市場単価）×補正係数}

＋{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数－材料費※(1)}

- (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

2-3 加算率・補正係数（平成 28 年 4 月 1 日以降は（ ）の値）

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S1 S2 (S3)	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	対象数量
	曲線部	曲線部（半径 30m 以下）の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K3	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.7 加算率・補正係数の数値

区分		記号	防護柵設置		部材設置	防護柵撤去	部材撤去
			土中建込	コンクリート建込	パイプのみ		パイプのみ
加算率	施工規模	S0	100m 以上 0%	100m 以上 0%	—	—	—
		S1	50m 以上 100m 未満 10%	(20m 以上) 100m 未満 20%	—	—	—
		S2	(20m 以上) 50m 未満 20%	(20m 未満) (50%)	—	—	—
		(S3)	(20m 未満) (50%)	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1. 10	1. 20	1. 35	1. 35	1. 35
	夜間作業	K2	1. 10	1. 20	1. 50	1. 50	1. 50
	曲線部	K3	1. 25	1. 30	1. 15	—	—

(注) 1. 施工規模加算率（S1），（S2）又は（S3）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K1）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. 防護柵設置の施工規模は、土中建込，コンクリート建込それぞれ 1 工事の全体数量で判断する。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表 2.8 加算額の適用基準

規格・仕様			適用基準	単位	備考
加算額	標準支柱より長い場合 B・C 種	支柱間隔 2m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm 増す毎に対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象数量
	曲げ支柱の場合 B・C 種	支柱間隔 2m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象数量

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注 1)×設計数量＋加算額総金額(注 2)

(注 1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S0 or S1 or S2 or S3/100)×(K1×K2×K3)

(注 2) 加算額総金額＝加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項(平成 28 年 4 月 1 日前まで)

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}－材料費

※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費＋曲げ加工費)とする。

- (2) 景観に配慮した塗装色を用いる場合は、材料費を含まない設置手間(機・労)を算出のうえ、材料費を別途計上する。

- (3) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価(標準の市場単価)×補正係数}

＋{設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数－材料費}

※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費＋曲げ加工費)とする。

- (4) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。

- (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

4. 適用にあたっての留意事項(平成 28 年 4 月 1 日以降)

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価(準の市場単価)加算率×補正係数}－材料費※(1)

※(1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費※(2)＋曲げ加工費)とする。

また、20m 未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費※(2)を 30%割増)を控除すること。

※(2) 20m 以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費(m 単価)を指す。

- (2) 景観色の設置手間(機・労・材)の算出は、次式による。

(景観色とは、景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本 3 色等)を施した製品)

設置手間＝{設置単価(準の市場単価)加算率×補正係数}－材料費※(1)＋材料費(景観色)※(3)

※(3) 20m 未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費(景観色)に施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費※(2)を 30%割増)を加算すること。

※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費＋曲げ加工費)とする。

- (3) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価(標準の市場単価)×補正係数}

＋{設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数－材料費}

- (4) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。

- (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

表 2.2 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 (1)

区分	規格・仕様	単位
準備・補修		m2
ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料	m2
下塗り塗装	超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (2 回塗り/層)	m2
	有機ジンクリッチペイント (2 回塗り/層)	m2
	変性エポキシ樹脂塗料 (2 層)	m2
	鉛・クロムフリーさび止めペイント (3 層)	m2
	変性エポキシ樹脂塗料 (内面用)	m2

(注) 1. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (500g/m²×2) , 有機ジンクリッチペイント (300g/m²×2) は, 必要厚が 1 回では得られないので, 2 回塗りとしている。

2. 2 層は, 1 層の塗装を行った後, 適正な塗装間隔を空けてさらに 1 層の塗装を行うものである。

3. 各塗料の単価は, 1 層当りの塗布回数, 層数を考慮した 1m² 当りのものである。

4. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表 2.3 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 (2)

区分	規格・仕様		単位
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	m2
		淡彩	m2
		濃彩	m2
	ふっ素樹脂塗料用	赤系	m2
		淡彩	m2
		濃彩	m2

(注) 1. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

2. 赤系は平成 28 年 4 月 1 日以降。

表 2.4 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 (3)

区分	規格・仕様		単位
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	m2
		淡彩	m2
		濃彩	m2
	ふっ素樹脂塗料	赤系	m2
		淡彩	m2
		濃彩	m2

(注) 1. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

2. 赤系は平成 28 年 4 月 1 日以降。

表 2.5 塗替塗装 (1)

区分	規格・仕様	単位
清掃・水洗い		m2
素地調整	1 種ケレン (ブラスト法)	m2
	2 種ケレン (動力工具と手工具の併用)	m2
	3 種ケレン A (動力工具と手工具の併用)	m2
	3 種ケレン B (動力工具と手工具の併用)	m2
	3 種ケレン C (動力工具と手工具の併用)	m2
	4 種ケレン (動力工具と手工具の併用)	m2

表 2.6 塗替塗装 (2)

区分	規格・仕様		単位
下塗り塗装	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	はけ・ローラー	m2
	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (2 層)		
	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (2 層)	スプレー	
	鉛・クロムフリーさび止めペイント (2 層)	はけ・ローラー	m2
	有機ジンクリッチペイント	はけ・ローラーI	m2
	有機ジンクリッチペイント (2 回塗り/層)	はけ・ローラーII	
	有機ジンクリッチペイント	スプレー	
	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (2 層)	はけ・ローラー	m2

- (注) 1. はけ・ローラーI は、健全なジンクリッチプライマーやジンクリッチペイントを残し、その他の旧塗膜を全面除去した場合、はけ・ローラーII は、旧塗膜を全面除去した場合である。
2. はけ・ローラーII は、必要厚が 1 回では得られないので、2 回塗りとしている。
3. 2 層は、1 層の塗装を行った後、適正な塗装間隔を空けてさらに 1 層の塗装を行うものである。
4. 各塗料の単価は、1 層当りの塗布回数、層数を考慮した 1m2 当りのものである。

表 2.7 塗替塗装 (3)

区分	規格・仕様			単位
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	m2
			淡彩	m2
			濃彩	m2
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用	はけ・ローラー	赤系	m2
		スプレー		
		はけ・ローラー	淡彩	m2
		スプレー		
		はけ・ローラー	濃彩	m2
		スプレー		

(注) 赤系は平成 28 年 4 月 1 日以降。

表 2.8 塗替塗装 (4)

区分	規格・仕様			単位
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	m2
			淡彩	m2
			濃彩	m2
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	m2
		スプレー		
		はけ・ローラー	淡彩	m2
		スプレー		
		はけ・ローラー	濃彩	m2
		スプレー		

(注) 赤系は平成 28 年 4 月 1 日以降。

工種	市場単価																	
	機	労	材															
標識基礎設置 (片持式・門型式) 【SS000221】	○	○	○	床掘り	→	基礎砕石	→	型枠・鉄筋	→	アンカーボルト設置	→	コンクリート打設	→	埋戻し	→	建柱	→	標識板取付

- (注) 1. アンカーボルトの設置手間は含むが、材料費は加算額を加算する。
 2. 型枠は、スパイラル形式を含む。
 3. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。

工種		市場単価			
		機	労	材	
標識板設置 【SS000223】	案内標識（新設） （[路線番号除く]）	○	○	○	標識板取付
	案内標識（移設） （[路線番号除く]）	○	○	×	
	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	○	○	×	

- (注) 1. 案内標識（新設）（[路線番号除く]）で、クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上すること。
 2. 路線番号は、国道番号（118），都道府県番号（118 の 2）に適用する。なお、「118, 118 の 2」は「道路標識設置基準・同解説（公益社団法人日本道路協会）」による。
 3. 案内標識（移設）は平成 28 年 4 月 1 日以降。

工種		市場単価				
		機	労	材		
添架式標識板 取付金具設置 【SS000071】	信号アーム 照明柱 既設標識柱	○	○	○	金具取付	→ 標識板取付
	歩道橋	○	○	×		

- (注) 既設標識柱への設置は、支柱部に設置する場合のみ適用する。

工種	市場単価		
	機	労	材
標識柱・基礎撤去 (路側式) 〔単柱式・複柱式〕 【SS000225】	○	○	

標識板撤去	→	床掘り	→	標識柱撤去	→	コンクリート基礎撤去	→	埋戻し
-------	---	-----	---	-------	---	------------	---	-----

- (注) 1. 撤去後において、撤去柱は仮置きまで、撤去コンクリート殻は積込みまでとし、ともに処分費は含まない。
 2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

表 2.5 標識基礎設置（片持式・門型式）

区分	規格・仕様			単位
標識 基礎設置 《材工共》	コンクリート基礎 アンカーボルトの材 料費は別途計上	標識柱 1 基当りの 基礎コンクリート容量	4.0m3 未満	m3
			4.0m3 以上 6.0m3 未満	m3
			6.0m3 以上	m3

表 2.6 標識板設置（案内標識[路線番号除く]・新設）

区分	規格・仕様					単位
標識板設置 (案内標識) 《材工共》 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式 取付金具 (クランプ型ブラケ ットを除く)を含む	新設	広角プリズム	一枚 当り の 面 積	2.0m2 未満	m2
					2.0m2 以上	m2
			カプセルプリズム カプセルレンズ		2.0m2 未満	m2
					2.0m2 以上	m2
			封入プリズム 封入レンズ		2.0m2 未満	m2
					2.0m2 以上	m2

表 2.7 標識板設置（案内標識[路線番号除く]・移設）（平成 28 年 4 月 1 日以降）

区分	規格・仕様				単位
標識板設置 （案内標識） 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式	移設	1 枚当りの面積	2.0m2 未満	m2
				2.0m2 以上	m2

表 2.8 標識板設置（警戒・規制・指示・路線番号標識）

区分	規格・仕様		単位
標識板設置 （警戒・規制・指示・ 路線番号標識）	《設置手間》 材料費は別途計上	警戒・規制・指示・路線番号標識	基

表 2.9 添架式標識板取付金具設置

区分	規格・仕様		単位
添架式標識板 取付金具設置	《材工共》	信号アーム部に取付け	基
		照明柱・既設標識柱に取付け	基
	《設置手間》	歩道橋に取付け（添架式取付金具材料費は別途計上）	基

（注）設置する取付金具の基数は、標識板 1 枚当りの取付金具一式を 1 基として計上する。

取付金具の数量については、3. 適用にあたっての留意事項（3）、（5）を参照。

表 2.10 路側式標識柱・基礎撤去（単柱式・複柱式）

区分	規格・仕様		単位
路側式	単柱式（基礎含む）	柱径 ϕ 60.5, ϕ 76.3, ϕ 89.1, ϕ 101.6	基
	複柱式（基礎含む）	柱径 ϕ 60.5, ϕ 76.3, ϕ 89.1, ϕ 101.6	基

(2) 加算率・補正係数の数値(平成 28 年 4 月 1 日以降は () 内の値)

表 2.16 加算率・補正係数の数値(設置工)

区分		記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板			添架式標識板取付金具		基礎
			路側式	片持式	門型式	案内(新設)	案内(移設)	案内以外	信号・照明柱	歩道橋	
加算率	施工規模	S0	5 基以上 0%	3 基以上 0%	3 基以上 0%	10m2 以上 (0%)	10m2 以上 (0%)	5 基以上 0%	—	—	—
		S1	3～4 基 15%	2 基 40%	2 基 40%	10m2 未満 (5%)	10m2 未満 (30%)	3～4 基 15%	—	—	—
		S2	2 基以下 25%	1 基 100%	1 基 100%	—	—	2 基以下 25%	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.10	1.10	1.05	1.00	(1.05)	1.15	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K2	1.30	1.35	1.35	1.05	(1.35)	1.50	1.15	1.25	1.25
	障害物のある場合	K3	—	—	—	—	—	—	—	—	1.25
	門型式標識柱の基礎の場合	K4	—	—	—	—	—	—	—	—	1.10
	景観色塗装柱の場合	K5	1.10	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。

2. 標識板設置の施工規模は、標識板の 1 枚当りの面積区分によらず 1 工事の全体数量で判断する。

表 2.17 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区分		記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板		添架式標識板	基礎
			路側式	片持式	門型式	案内	案内以外		
加算率	施工規模	S0	5 基以上 0%	3 基以上 0%	3 基以上 0%	10m2 以上 (0%)	5 基以上 0%	—	—
		S1	3～4 基 15%	2 基 40%	2 基 40%	10m2 未満 (30%)	3～4 基 15%	—	—
		S2	2 基以下 25%	1 基 100%	1 基 100%	—	2 基以下 25%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05
	夜間作業	K2	1.50	1.35	1.35	1.30 (1.35)	1.50	1.25	1.35

(注) 標識板撤去の施工規模は、標識板の 1 枚当りの面積区分によらず 1 工事の全体数量で判断する。

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 標識柱・基礎設置

路側式（景観色）はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準 3 色（近似色含む）に適用する。
オフホワイト（乳白色）は白色、景観色ともに適用外。
門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。
片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。

(2) 標識板設置

警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費（標識板及び取付金具）を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1 基当たりとして設置手間を適用する。

案内標識（新設）は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の質量に含めて、柱材料費として計上する。

クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。

（平成 28 年 4 月 1 日以降追加）

案内標識（移設）は、標識板を再設置する費用であり、標識板を撤去後移設する場合には、撤去費と設置（移設）費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には、材料費を別途計上する。
また既設標識板を現場外の仮置き場等に搬出する費用は含まない。
嵌合構造で固定する標識板設置は適用外となる。

(3) 添架式標識板取付金具設置

歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費（取付金具）を別途計上して適用する。

照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は 2 段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具 1 段（補助支柱含む）までの材料費を含む。設置費は、取付金具の段数・種類にかかわらず標識板 1 枚分を含む。

(4) 基礎設置

門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。

(5) 加算額

φ 101.6 の曲げ支柱（路側式）加算額は、別途特別調査等とする。

照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等 1 段増量ごとに加算する。

(6) その他

随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず単独工事として数量を判定する。

表 2.7 道路付属物撤去

区分	規格・仕様	単位
視線誘導標 (スノーポール併用型含む)	土中建込用	本
	コンクリート建込用	
	防護柵取付用	
	構造物取付用	
境界杭		本
道路鋸	穿孔式	個
	貼付式	
車線分離標	可変式（穿孔式・1本脚）	本
	着脱式（穿孔式・3本脚）	
	固定式（貼付式）	
境界鋸		枚

(注) 境界杭は、河川境界杭を含む。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.8 加算率・補正係数の適用基準

区分		記号	適用基準	備考
加算率	施工規模	S0	標準	全体数量
		S1	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
		S2		
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	夜間作業	K2	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値（平成 28 年 4 月 1 日以降は（ ）内の値）

表 2.9 加算率・補正係数の数値（設置工）

区分	記号	視線誘導標	境界杭	道路鋸	車線分離標	境界鋸
加算率	S0	30 本以上 0%	30 本以上 0%	30 個以上 0%	30 本以上 0%	30 枚以上 0%
	S1	10 本以上 30 本未満 5% (10%)	10 本以上 30 本未満 5% (20%)	10 本以上 30 個未満 5%	10 本以上 30 本未満 5%	10 枚以上 30 枚未満 5% (20%)
	S2	10 本未満 10% (15%)	10 本未満 10% (30%)	10 個未満 10%	10 本未満 10%	10 枚未満 10% (30%)
補正係数	K1	1.05 (1.10)	1.05 (1.20)	1.05	1.05	1.05 (1.20)
	K2	1.15 (1.20)	1.30 (1.50)	1.15	1.15	1.15 (1.50)

(注) 施工規模加算率（S1）又は（S2）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K1）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表 2.10 加算率・補正係数の数値（撤去工）

区分		記号	視線誘導標	境界杭	道路鋸	車線分離標	境界鋸
加算率	施工規模	S0	30 本以上 0%	30 本以上 0%	30 個以上 0%	30 本以上 0%	30 枚以上 0%
		S1	10 本以上 30 本未満 10% (20%)	10 本以上 30 本未満 10% (20%)	10 個以上 30 個未満 10% (20%)	10 本以上 30 本未満 10% (20%)	10 枚以上 30 枚未満 10% (20%)
		S2	10 本未満 15% (30%)	10 本未満 15% (30%)	10 個未満 15% (30%)	10 本未満 15% (30%)	10 枚未満 15% (30%)
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.10 (1.20)	1.10 (1.20)	1.10 (1.20)	1.10 (1.20)	1.10 (1.20)
	夜間作業	K2	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50

（注）施工規模加算率（S1）又は（S2）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K1）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 加算額

（1）加算額の適用基準

表 2.11 加算額の適用基準

規格・仕様			適用基準	単位	備考
加算額	視線誘導標	防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100 以下	面	対象数量
			反射体 径 φ300		
		さや管		本	

（注）防塵型（プロペラ型）の加算額は、反射体 1 面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標 1 本当たり 2 面分を加算する。

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注 1）×設計数量＋加算額総金額（注 2）

（注 1）設計単価＝標準の市場単価×（1+S0 or S1 or S2 /100）×（K1×K2）

（注 2）加算額総金額＝加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

（1）材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。（境界杭・境界鋸は除く）

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費

（2）視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

- 1) 反射体材質：ポリカーボネートおよび同等品。
- 2) 支柱材質：鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。

（3）根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。

（4）道路鋸の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

- 1) 設置幅：本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。

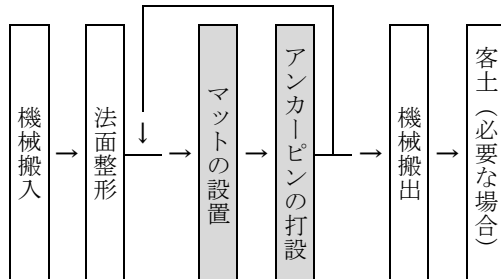
（5）随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

12) ブロックマット工（平成 28 年 4 月 1 日以降）**1. 適用範囲**

本資料は、法勾配 1 : 1.5 ~ 1 : 3.0 で、マット長さ 2.0 ~ 8.0m のブロックマット工に適用する。
また、ブロックマットの幅、種類によらず適用出来る。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、着色部分のみである。

3. 機種の選定

表 3.1 機種の選定

機械名	機械名	単位	数量	最大法長 5.5m 以下	最大法長 5.5m を超え 18m 以下	摘要
バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付き・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)2.9t 吊	台	1	1	-	
ラフテレーン クレーン	コンクリートスプレッダ	台	1	-	1	

（注）1. バックホウ及びラフテレーンクレーンは賃料とする。
2. 現場条件により、上表により難しい場合は別途考慮する。
3. 最大法長とは、1 施工現場において最大となる施工法面の長さである。

4. 施工歩掛

4-1 日当り編成人員

日当り編成人員は、次表を標準とする。

表 4.1 日当り編成人員（人）

土木一般世話役	普通作業員
1	5 (3)

（注）最大法長 5.5m 以下でバックホウ施工の場合は、（ ）書きを適用する。

4-2 日当り施工量

日当り施工量は、次表を標準とする。

表 4.2 日当り施工量（m²/日）

適用マット長さ（m）	日当り施工量
2.0m 以上 2.5m 以下	231 (174)
2.5m を超え 3.5m 以下	245 (187)
3.5m を超え 4.5m 以下	259 (201)
4.5m を超え 5.5m 以下	273 (214)
5.5m を超え 6.5m 以下	286
6.5m を超え 7.5m 以下	300
7.5m を超え 8.0m 以下	314

（注）1. 日当り施工量には、マットの設置、アンカーピンの打設を含む。

2. 最大法長 5.5m 以下でバックホウ施工の場合は、（ ）書きを適用する。

4-3 アンカーピン使用量

アンカーピンの使用量は、次表を標準とする。

表 4.3 アンカーピンの使用量（本/100m²）

適用マット長さ（m）	日当り施工量
1 : 1.5 以上 1 : 1.8 未満	70
1 : 1.8 以上 1 : 2.0 未満	60
1 : 2.0 以上 1 : 3.0 未満	50
1 : 3.0	30

4-4 諸雑費

諸雑費は、ワイヤロープ、吊金具、工具等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 4.4 諸雑费率（％）

ブロックマット工	6 (8)
----------	-------

（注）最大法長 5.5m 以下でバックホウ施工の場合は、（ ）書きを適用する。

5. 単価表

(1) ブロックマット工 (最大法長 5.5m 以下) 100m² 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1×100/D	表 4. 1, 表 4. 2
普通作業員		〃	3×100/D	〃
ブロックマット		m ²	100	
アンカーピン		本		表 4. 3
バックホウ (クローラ型) 運転	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第 2 次基準値)山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)2.9t 吊	日	1×100/D	表 4. 2 機械賃料
諸雑費		式	1	表 4. 4
計				

(注) D : 日当り施工量 (m²/日)(2) ブロックマット工 (最大法長 5.5m を超え 18m 以下) 100m² 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1×100/D	表 4. 1, 表 4. 2
普通作業員		〃	3×100/D	〃
ブロックマット		m ²	100	
アンカーピン		本		表 4. 3
クローラクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第 2 次基準値) 25t 吊	日	1×100/D	表 4. 2 機械賃料
諸雑費		式	1	表 4. 4
計				

(注) D : 日当り施工量 (m²/日)

(3) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第 2 次基準値)山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)2.9t 吊	機-28	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →81 機械賃料数量 →1.18

6. 参考資料

日当り施工量の決定に必要なマット長さの選定は下記を標準とするが、これにより難い場合は別途考慮する。

1) 設置延長 $L \leq 7.0\text{m}$ の場合

マット長さ $L1$ は設置延長 L とする。なお、小段が有る場合も同様とする。

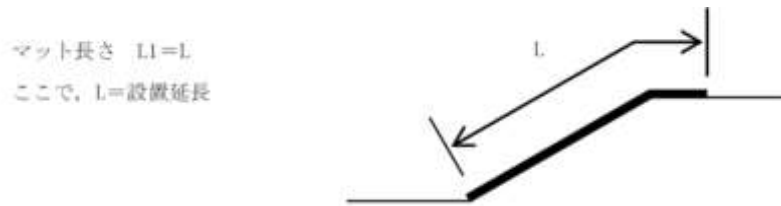


図 6.1 マット長さの標準（7.0m 以下の場合）

2) 設置延長 $L > 7.0\text{m}$ の場合

マット長さは 6.0m を基本として、最上段で調整する。なお、小段が有る場合も同様とする。

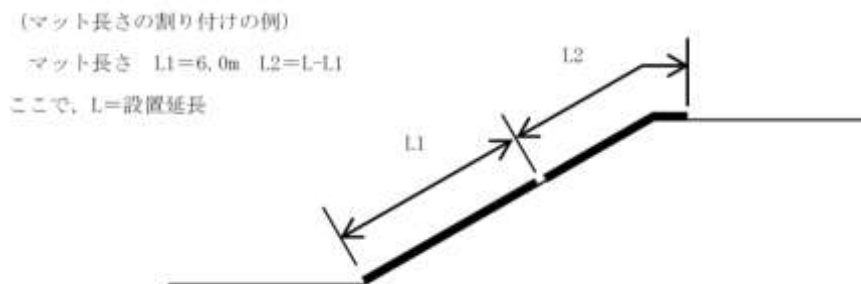


図 6.2 マット長さの標準（7.0m を超える場合）